

主な農業制度資金

※1 貸付利率は、国が資金ごとに毎月定めるものを適用(平成27年1月22日現在)

※1 15利年は、販賣量に応じて毎月定められたものと想定(平成27年1月22日現在)。

※2 農山漁村6次産業化策事業費補助金(6次産業化促進整備事業に限る。)の補助残として活用する場合に限り、貸付当初10年間上乗補助

※2 広域連合における生産者集団による農林水産省に提出する申請書類に記載する旨の付記がある場合、貸付金の返済方法は原則として年間均等返済とする。
※3 人・農地・プランに地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者が借り入れる場合に、農林水産省長期金融協会の利子助成により貸付当初5年間の無利子化(融資枠の範囲内)。

※4 事業再生支援資金にあっては、取引先金融機関からの要請がある場合及び民間金融機関の融資が困難と認められる場合については、100%

※5 農協を通じた転貸の場合は保証を付すことができる。

※6 市町村において青年等就農計画の認定を受けた者、青年等就農者は、認定農業者となつた時点で新たな借入が不可となる。

※7 青少年等就農計画の認定を受けた者は、又は就農促進法第4条第1項に規定する就農計画の認定を受けた者（総合開始後5年以内かつ認定後10年以内の者に限る）
※8 ①中学校卒業後就農する者又は就農地主の就農のため中学校卒業後就農する者

※8 認定新規就農者が農地等又は未墾地の取得のために借り入れる場合で、かつ500万円以内の借り入れである場合は、据置期間は5年以内とする。

△ 機械の賃借料に限る

- △ 機械の貢信料に限る。
- ▲ 認定農業者のみ対象

※12 農業生産活動に直接要する経費が総事業費の概ね1/2以上を占めていれば貸付可能

※12 農業生産活動に直接支する経費が総事業費の様は1/2以上を占めてい
※13 経営開始初年度および経営規模拡大時に限る。

※14 認定就農計画における所得目標、技術評価などの要件を満たす者に限る。

進に開いた途端に、特徴性の高い「生産方式」の導入に関する計画を作成し、顧客に対する

進に関する法律に基づき、持続性の高い生産方式の導入に関する計画を作成し、認定された者。を受ける者等。

を受ける者等。